

## 牧之原市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少など業況悪化を来している中小企業等の資金繰りを支援するため、静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）（以下「県貸付」という。）の制度により借り入れた資金に係る償還利子について、予算の範囲内においてその利子を補給するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」とは、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）第3の経営安定資金の別表経済変動貸付の融資対象者4ア（新型コロナウイルス感染症対応枠に限る。）に規定するものをいう。

(補給の対象)

第3条 補給の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者等（県貸付の制度に規定されている融資対象者をいう。以下「補給対象者」という。）とする。ただし、当該貸付に係る償還利子に関する利子補給を他の制度により受ける場合には、対象としないものとする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号及び第5号並びに第6項のいずれかの認定を牧之原市から受けていること。
- (2) 令和2年3月18日以降に県貸付の制度にのっとり貸付けを受けていること。
- (3) 原則として、市内において1年以上継続して事業を営んでいる会社又は個人であること。

(補給額及び補給対象期間)

第4条 補給額は、県貸付の制度にのっとり貸付けを受けた資金について、補給対象者が償還した利子額とし、補給金を受けようとする者の申請に基づき交付する。

2 前項の補給金の交付期間は、貸付けを受けた日から1年間とする。

3 借り受けた資金の償還を延滞する者及び市税に未納のある者に対しては、補給を行わない。

(交付の申請)

第5条 補給金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 融資決定を証明する書類の写し
- (2) 借受金融機関の発行する返済一覧表の写し
- (3) 借受金融機関への返済がわかる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）によ

り通知するものとする。

(補給金の請求)

第7条 補給金を請求するときは、速やかに請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

交付申請書

年 月 日

牧之原市長

所在地  
名 称  
代表者

㊦

年度において、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、補給金交付の決定及び確定に伴う必要な市税の納付情報を確認することに同意します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 融資決定を証明する書類の写し
- (2) 借受金融機関の発行する返済一覧表の写し
- (3) 借受金融機関への返済がわかる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

牧之原市長



交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症対策利子補給金について、次のとおり決定し、及び確定したので通知します。

1	交付額				円
2	内 訳	年	月	日借入分	円
		年	月	日借入分	円

様式第3号（第7条関係）

請求書

金

円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補給金の交付の  
決定及び確定を受けた新型コロナウイルス感染症対策利子補給金として、上記  
のとおり請求します。

年 月 日

牧之原市長

所在地  
名 称  
代表者  
口座振込先金融機関名  
口座種別  
口座番号  
(フリガナ)  
口座名義

㊦